

介護支援専門員 よくある質問事項

宮城県長寿社会政策課

1 登録関係

Q1 更新手続きについて登録者個人に連絡はありますか？

A1 登録者個人へのご連絡は平成27年度より廃止しております。
最新情報はホームページに掲載しておりますので、必ずご確認ください。

Q2 住所が変更になった場合の手続きをご教示ください。

A2 平成27年から介護支援専門員証に住所記載がなくなりましたが、登録名簿の管理上必要ですので、住所が変更となった場合は必ず届出を行ってください。

下記 URL から電子申請（郵送不要）または郵送にて申請ができます。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chouju/kakikae3.html>

Q3 更新手続きをしないと資格はなくなってしまうのですか？

A3 更新手続きをしなければ介護支援専門員証は失効しますが、登録自体はなくなるわけではありません（再度試験を受験する必要はありません）。介護支援専門員としてしばらく仕事をする予定のない方であれば、必ずしも更新手続きをする必要はありません。

Q4 有効期間が満了しています。実務研修受講試験を受け直す必要がありますか？

A4 試験を受け直す必要はありません。介護支援専門員としての登録は継続しています。ただし、介護支援専門員証の有効期間が満了しているので、介護支援専門員としての業務には就けません。

Q5 実務研修を修了しました。

現在実務に就く予定はありませんが、登録のみを行い、介護支援専門員証の交付は後日でも可能ですか？

A5 登録後5年以内であればいつでも介護支援専門員証の交付申請は可能です。なお、介護支援専門員証の有効期間は介護支援専門員証の発行後5年間となります。

**Q6 宮城県で登録していますが、他県に住んでいます。
在住している他県で更新研修を受講することは可能ですか？**

A6 更新研修の受講地は介護支援専門員の登録を行っている都道府県が原則です。しかし、やむを得ない事情により他都道府県での研修を受講する場合、以下の手順で受講地変更手続きを行うことができます。

1. 受講を希望する都道府県に受入が可能か確認する（登録以外の都道府県で受講が可能かどうかは、受入先の都道府県の判断となります）。
2. 受入が可能であれば、宮城県長寿社会政策課（022-211-2552）に連絡する。
3. 登録されている住所宛てに宮城県長寿社会政策課から受講地変更申請書が送付される。
4. 届いた受講地変更申請書に必要事項を記入し、宮城県長寿社会政策課 地域包括ケア推進班宛てに返送する。

**Q7 宮城県以外の都道府県で登録を受けています。
宮城県での研修を受講することは可能ですか？**

A7 研修の申込み受付状況によっては他都道府県登録の方も宮城県で研修を受講することができます。申込みを行う前に宮城県長寿社会政策課（022-211-2552）にお問い合わせください。受講受入の可否は宮城県長寿社会政策課から受講希望者にご連絡いたします。受講可の場合は、原則として研修開始前までに「受講地変更」の手続きを完了させる必要があります。受講地変更については、登録の都道府県の指示に従って手続きをしてください。

**Q8 宮城県以外の都道府県で登録を受けています。
宮城県への登録移転を希望しているところ、その手続きは？**

A8 宮城県の申請書を、現在登録を受けている都道府県に提出いただくことになります。なお、登録移転にあたっては、以下のどちらかの要件を満たしている必要があります。

1. 宮城県内ですでに介護支援専門員として従事している。
2. 宮城県内で介護支援専門員としての従事が決定している。

下記 URL から様式をダウンロードし、手続きしてください。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chouju/kakikae3.html>

**Q9 宮城県で登録を受けています。
他の都道府県に登録移転を希望しているところ、その手続きは？**

A9 移転先の都道府県の申請書を、宮城県に提出することになります。手数料（収入証紙）は移転先の都道府県の収入証紙になります。詳しくは移転先の都道府県までお問い合わせください。

Q10 宮城県以外の都道府県で登録を受けています。

宮城県内の事業所に転勤となり、宮城県に転居しましたが単身赴任のため住民票は移動しておりません。登録移転はできますか？

A10 宮城県内の事業所に介護支援専門員として勤務しているのであれば、他都道府県在住の方でも登録移転は可能です。ただし登録する住所地は住民票上の住所となります。

2 研修関係

Q11 介護支援専門員証の有効期間が切れていますが、再度介護支援専門員の職に就きたいと考えています。その際に受ける研修は何ですか？

A11 介護支援専門員として就業するためには、介護支援専門員証が必要です。有効期間満了後、介護支援専門員証の交付申請を行うには「再研修」を受講する必要があります。

介護支援専門員として働く可能性がある方は、再研修を受講して介護支援専門員証の交付を受けてください。

Q12 再研修に実務経験は問われますか？

A12 再研修は介護支援専門員としての実務経験を問いません。介護支援専門員としての実務経験の有無に関わらず、有効期間が満了している場合には「再研修」を受講してください。

Q13 介護支援専門員の資格を取得して以来引き続き実務に従事しており、今回2回目の更新をします。この場合受講する研修は専門研修Ⅱのみで良いのでしょうか？

A13 実務に引き続き従事している方で、1回目更新時に専門（更新）研修Ⅰ及び専門（更新）研修Ⅱを受講して更新した方については、2回目の更新は専門（更新）研修Ⅱを受講することで更新できます。

Q14 現在手元にある介護支援専門員証の有効期間内に、かつて介護支援専門員として実務に就いていましたが、現在は就いていません。実務未経験者対象の研修を受講することはできますか？

A14 原則できません。

お手元の介護支援専門員証の有効期間内に実務に就いていた方は、原則として実務経験者として更新研修（実務経験者対象）を受講してください（前回の有効期間満了日から今回の有効期間内（5年間）での実務経験によって受講する研修が異なります）。ただし、介護支援専門員として実務に就いていた期間が短く事例を提出できない方、サービス計画の作成を行っていない等の方は、更新研修（実務未経験者対象）を受講することができます。

Q15 2回目の更新をします。前回の更新（有効期間満了日）以降実務に就いていませんが、以前に介護支援専門員として実務に就いていたので、実務経験者の研修を受講できますか？

A15 できません。

前回の更新時点より以前の実務経験は考慮されません（前回の有効期間満了日から今回の有効期間内（5年間）での実務経験によって受講する研修が異なります）。

前回の更新（有効期間満了日）以降実務に就いていない場合には、実務未経験者となります。今回の更新の際には更新研修（実務未経験者対象）を受講してください。

Q16 2回目の更新をします。1回目更新（有効期間満了日）以降実務に就きました。1回目は更新研修（実務未経験者対象）を受講しましたが、2回目の更新はどの研修を受講すれば良いですか？

A16 今回は実務経験者対象の専門（更新）研修Ⅰ及びⅡを受講してください。

Q17 ケアマネ業務に従事していますが、前回更新時有効期間を切らしてしまい、再研修を受講しました。前々回の更新時は実務経験者向けの研修を修了し、専門研修Ⅰを受講しているので、今回は専門研修Ⅱに相当する部分のみ受講すれば更新は可能でしょうか？

A17 再研修を受講し更新した方が次の更新を行う場合には、改めて専門（更新）研修Ⅰ及び専門（更新）研修Ⅱを受講する必要があります。

Q18 前々回の更新時は専門研修Ⅰ及び専門研修Ⅱを修了しましたが、その後実務に就いていなかったのので、前回は更新研修（実務未経験者）を受講し、更新しました。前回更新後再度実務に就いているのですが、今回は専門研修Ⅱのみ受講すれば更新は可能でしょうか？

A18 更新研修（実務未経験者対象）を受講し更新した場合（かつ次の更新時に実務経験があり実務経験者向けの研修を受講する場合）、次の更新時には改めて専門（更新）研修Ⅰ及び専門（更新）研修Ⅱを受講する必要があります。

Q19 現在介護支援専門員として仕事をしています。専門研修Ⅱを受講したいのですが、受講要件の「実務に就いて3年以上」を満たしていません。どのようにしたら良いのでしょうか？

A19 更新研修Ⅱを受講していただきます。更新研修Ⅱは専門研修Ⅱと同じ内容の研修です。

更新研修の対象者は「介護支援専門員の有効期間が1年以内に満了する者」ですので、受講することができます。

Q20 研修受講の要件に経験年数の規定がある場合（専門研修，主任介護支援専門員研修），いつまでに経験年数の要件を満たせば良いのでしょうか？

Q20 研修の前日までに経験年数の要件を満たす必要があります。

Q20 更新研修を修了しましたが，有効期間内に更新の手続きをしていませんでした。今からでも更新手続きはできますか？

A20 更新手続きはできません。
有効期間内に更新手続きを行う必要があります。

Q21 研修の修了証明書を紛失しました。再発行は可能ですか？

A21 修了証明書の再発行はしておりません。
修了証明書が交付されましたら大切に保管願います。

Q22 主任介護支援専門員更新研修を修了する前に介護支援専門員証の有効期間が満了する場合，主任介護支援専門員更新研修を受講できますか？

A22 受講できません。介護支援専門員証の有効期間が満了した場合は，主任介護支援専門員の資格も喪失します。
介護支援専門員証の有効期間内に主任介護支援専門員更新研修を修了できない場合は，先に介護支援専門員の専門（更新）研修を受講し，介護支援専門員証の有効期間を更新した後，主任介護支援専門員更新研修を受講してください。

Q23 主任介護支援専門員更新研修を受講し，修了すれば，介護支援専門員の専門（更新）研修は受講しなくて良いのでしょうか？

A23 主任介護支援専門員更新研修を受講し，修了すれば，介護支援専門員の専門（更新）研修は免除となります。
ただし，主任介護支援専門員の有効期間満了日までに介護支援専門員証の有効期間が切れる方で，主任介護支援専門員更新研修の受講要件を満たしていない方は，まず介護支援専門員専門（更新）研修を受講し，介護支援専門員証を更新する必要があります。その後，主任介護支援専門員の有効期間満了日までに主任介護支援専門員更新研修を受講してください。

Q24 主任介護支援専門員研修を受講した場合も主任介護支援専門員更新研修を更新した場合と同じように介護支援専門員の専門（更新）研修が免除されますか？

A24 免除されません。
主任介護支援専門員更新研修を受講して修了した場合には介護支援専門員の専門（更新）研修を受講したと見なされますが，主任介護支援専門員研修を受講したことで介護支援専門員の専門（更新）研修は免除されません。

Q25 主任介護支援専門員更新研修修了後の介護支援専門員証の有効期間について教えてください。

A25 主任介護支援専門員更新研修を修了した者の介護支援専門員証の有効期間については、主任介護支援専門員の有効期間に置き換えて、両方の有効期間を揃えることを原則とします。

Q26 主任介護支援専門員資格を更新せずに資格喪失しましたが、再度、主任介護支援専門員の資格を得るにはどうしたら良いですか？

A26 主任介護支援専門員の資格を喪失した場合は、主任介護支援専門員更新研修を受講せず、再度主任介護支援専門員研修から受講する必要があります。

Q27 一度介護支援専門員証の有効期間が満了しました。

これから再研修、専門研修ⅠⅡ及び主任介護支援専門員研修を受講して主任介護支援専門員の資格を取得したいと考えていますが、有効期間満了前に介護支援専門員としての業務に従事していた場合、当該期間を主任介護支援専門員研修の実務従事期間としてみなすことはできますか？

A27 可能です。

主任介護支援専門員研修の実務経験の受講要件では、通算の実務従事期間で算定します。上記の場合でも実務に従事した経験自体が消えるわけではないので、主任介護支援専門員研修の受講にあたって従事期間に含めて問題ありません。

なお、専門研修の実務経験の受講要件については、有効期間が満了する前の期間を算定することはできません。

この Q&A のほか不明な点がある場合には、下記までお尋ねください。

＜問い合わせ先＞

宮城県 長寿社会政策課 地域包括ケア推進班

TEL：022-211-2552

（土日、祝日を除く月～金の9：00～12：00，13：00～17：15）

※お電話の際には、お手元に介護支援専門員証をご用意ください。